

栃木県車両広告物等自主審査実施要綱

(平成26年4月1日施行)
(平成28年3月29日改正)
(平成31年3月29日改正)
(令和2年12月28日改正)
(令和3年3月16日改正)
(令和4年3月31日改正)
(令和5年8月25日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、次条に規定する屋外広告物に係る栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第5条若しくは第9条第2項の許可又は栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号。以下「規則」という。）第4条第2項第2号、第2号の2、第3号の2若しくは第3号の3の届出に関して、規則別表第1及び別表第3に定める許可基準、規則第8条第1項及び第2項に定めるもの、第10条第1項及び第3項に定めるもの並びに規則第4条第2項第2号、第2号の2、第3号の2及び第3号の3に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の対象となる屋外広告物は、車両広告物及び軌道停留場及びバス停留所上屋等利用広告物（以下「車両広告物等」という。）とする。

2 前項の車両広告物とは、鉄道車両（鉄道の用地において鉄道運行の用に供するものをいう。）、軌道車両（軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためのその事業の用に供する車両をいう。）又は自動車車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する道路運送車両であって同法の規定に従って運行の用に供することができるものをいう。）の外面に表示する屋外広告物であって次の各号に掲げるものをいう。

一 一の車両について、左右側面部の表示面積はそれぞれ1㎡以内、後部の表示面積は0.5㎡以内の規格に適合しないもの（以下「ラッピング広告」という。）

二 前号の規格に適合するもの

3 第1項の軌道停留場及びバス停留所上屋等利用広告物とは、軌道停留場（軌道法による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。）又はバス停留所（バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて（平成20年3月25日付け国道利第26号国土交通省道路局路政課長通知）におけるバス停留所をいう。）の上屋等に表示する屋外広告物又は設置した掲出物件（以下「軌道停留場・バス停留所広告」という。）をいう。

(ガイドライン)

第3条 栃木県は、車両広告物等において新しい広告表示手法が行われていること等に鑑み、景観との調和、識別性、交通安全性、青少年保護、人権の尊重及び消費者保護等への対応の観点から、広告関係者の自主規制が定着するまでの間、車両広告物ガイドライン及び軌道停留場及びバス停留所上屋等利用広告物ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を別表1及び別表2のとおり示すものとする。

(広告主等の責務)

第4条 広告主は、車両広告物等を表示又は設置しようとするときは、ガイドラインを踏まえ自己責任をもって広告事業者（広告制作会社、広告施工業者、広告代理店等をいう。以下同じ。）に制作又は表示若しくは設置を依頼するものとする。

2 広告事業者は、車両広告物等の制作又は表示若しくは設置の依頼を受けたときは、ガイドラインを踏まえ自己責任をもって節度ある広告物を制作し、又は表示若しくは設置

するものとする。

(交通事業者の責務)

第5条 交通事業者（鉄道事業者、軌道経営者及びバス事業者をいう。以下同じ。）は、ラッピング広告又は軌道停留場・バス停留所広告を表示又は設置しようとするときは、次の手順により自主審査を行うものとする。

一 ガイドラインを踏まえ自己責任をもってラッピング広告又は軌道停留場・バス停留所広告に関する「自主審査基準」（以下「基準」という。）を設ける。

二 学識経験者又はデザインの専門家等を構成員とする「自主審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、景観の実態把握を基に基準により自主審査を行う。

2 交通事業者は、次の表の左欄に該当するときには、それぞれ同表の右欄に掲げる者に審査を依頼することができる。この場合において、同表の左欄に規定する基準及び委員会に相当するものを当該交通事業者の設けた基準及び委員会とみなし、同表の右欄に掲げる者が行った審査を当該交通事業者が行った自主審査とみなす。

一 当該交通事業者の加入する団体が前項に定める基準及び委員会に相当するものを設けているとき	当該交通事業者の加入する団体
二 交通事業者が組織する団体が前項に定める基準及び委員会に相当するものを設けている場合であってその団体に加入していない交通事業者についても審査を行いうるものとしているとき	交通事業者が組織する団体
三 当該交通事業者と運行上密接な関係を有する他の交通事業者が前項に定める基準及び委員会に相当するものを設けているとき	他の交通事業者
四 当該交通事業者の完全子会社その他資本上密接な関係を有する法人であって当該交通事業者に係る広告業務の取扱いを専らとするもの（以下「広告子会社」という。）が前項に定める基準及び委員会に相当するものを設けているとき、又は広告子会社が加入する団体が前項に定める基準及び委員会に相当するものを設けているとき	広告子会社又は広告子会社が加入する団体

3 交通事業者は、走行した場合に背景となる景観又は軌道停留場若しくはバス停留所の周辺の景観について、自然、商業、住宅及び工業等の状況に留意しながら、その実態の把握に努めなければならない。前項の表の右欄に掲げる者も同様とする。

4 交通事業者は、第1項の規定により自ら基準及び委員会を設けたときはその基準及び委員会の名簿を、第2項の規定により審査を依頼したときは依頼先の設けた基準及び委員会に相当するものを示した書面を、栃木県に提出するものとする。これらについて変更があったときも同様とする。ただし、当該基準又は名簿が公表されていることその他の理由により栃木県が提出を要しないと認めたときはこの限りでない。

5 広告主が国又は地方公共団体である公共的目的のラッピング広告及び軌道停留場・バス停留所広告については、第1項の自主審査又は第2項の審査を省略することができるものとする。

(自主審査結果の添付)

第6条 鉄道車両、軌道車両又はバス車両に係るラッピング広告又は軌道停留場・バス停留所広告の許可申請又は表示届出を行おうとする者は、交通事業者による自主審査結果を別紙様式1-1又は別紙様式1-2により添付するものとする。

2 鉄道車両、軌道車両又はバス車両以外の車両に係るラッピング広告の表示届出を行おうとする者は、広告主である公共的団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会、商工会議所、商工会、観光協会（概ね市町村域を単位とし域内の観光事業者の相当数が加入するものに限る。）、大会等実行委員会（全国的規模のスポーツ、文化又は産業振興等の大会等の実行委員会であって国又は地方公共団体が加入し、又は援助するものに限る。）、地方公共団体を構成員とする団体、地方公共団体の外郭団体（当該地方公共団体と人的又は財政的に密接な関連を有する法人等であって公益的事業を行うものに限る。）及びこれらの団体を構成員とする団体をいう。）又は国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が自ら行った自主審査結果を別記様式2により添付するものとする。この場合においては、当該自主審査で用いた審査基準及び自主審査を行った者の名簿を併せて提出するものとする。

（助言等の実施）

第7条 栃木県は、この要綱の目的を達するために必要な限度において、広告主又は交通事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導し、若しくは助言することがあるものとする。

（事務の所管）

第8条 この要綱に係る事務は、栃木県県土整備部都市計画課において所管する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年8月26日から施行する。